〈小学校高学年用〉

わたしたちの くらしと消費（しょうひ）

福島市

健康で安全・安心なくらしのために

わたしたちのくらしを考えてみましょう

いつも健康で、安全が守られ、安心できる日々をおくりたい。それはだれもが抱く願いです。このパンフレットは、「毎日をよりよくくらすためには、どうすればよいか」について学ぶために作成しました。

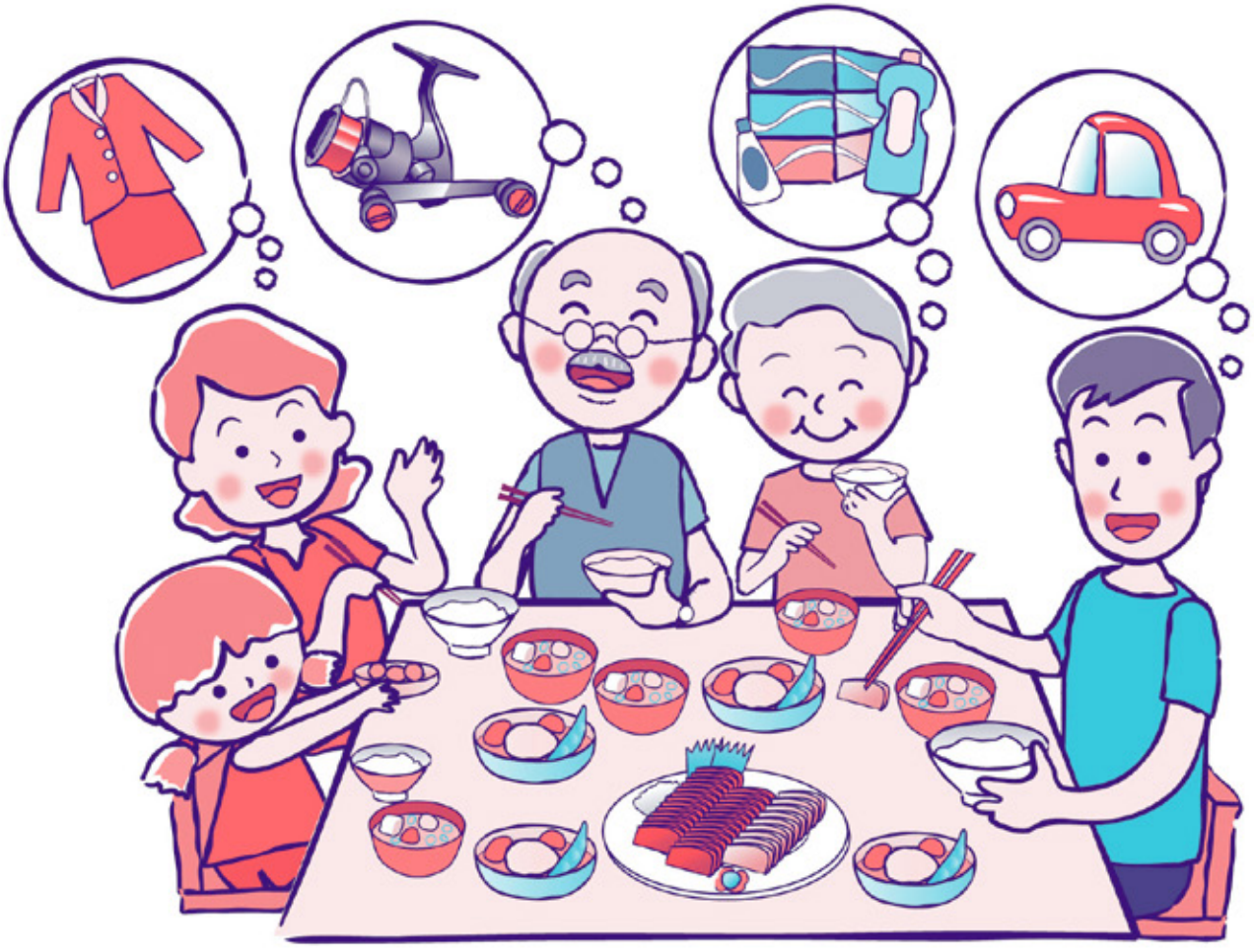

このパンフレットを参考にして、家族や友だちと話し合ってください。

そして、みなさん一人ひとりが、よりよいくらしを作り出す「賢い消費者」になってほしいと願っています。

もくじ

1．わたしたちの消費生活

❶生産者と消費者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ②
❷消費者の６つの権利 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ③

2．「契約」ってなに？

❶契約の基礎知識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑤
❷契約は対等で、どちらにも責任がある ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑥
❸契約は慎重に！ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑦

3．契約とお金

❶収入と支出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑧
❷お金と価値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑨
❸おこづかいの使いかた ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑩
❹おこづかい帳をつけてみよう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑪

4．衣・食・住の表示

❶衣服のお手入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑫
❷食品の品質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑬
❸生活用品の安全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑭

5．サービスとは？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑮

6．資源とごみ

❶限りある資源 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑯
❷ごみを減らそう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑰

7．安全・安心な消費生活

❶気をつけよう！詐欺・悪質商法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑱
❷携帯電話やインターネットの危険性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑲
❸困ったときは相談しよう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑳
❹知っておくと便利！消費生活センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ㉑

1. わたしたちの消費生活

わたしたちは毎日のくらしの中で、様々なものを買い、使い、捨てています。わたしたちは、何も買わず、使わず、捨てずに生きることはできません。わたしたちのくらしの仕組みについて、これから学んでいきましょう。

1 生産者と消費者

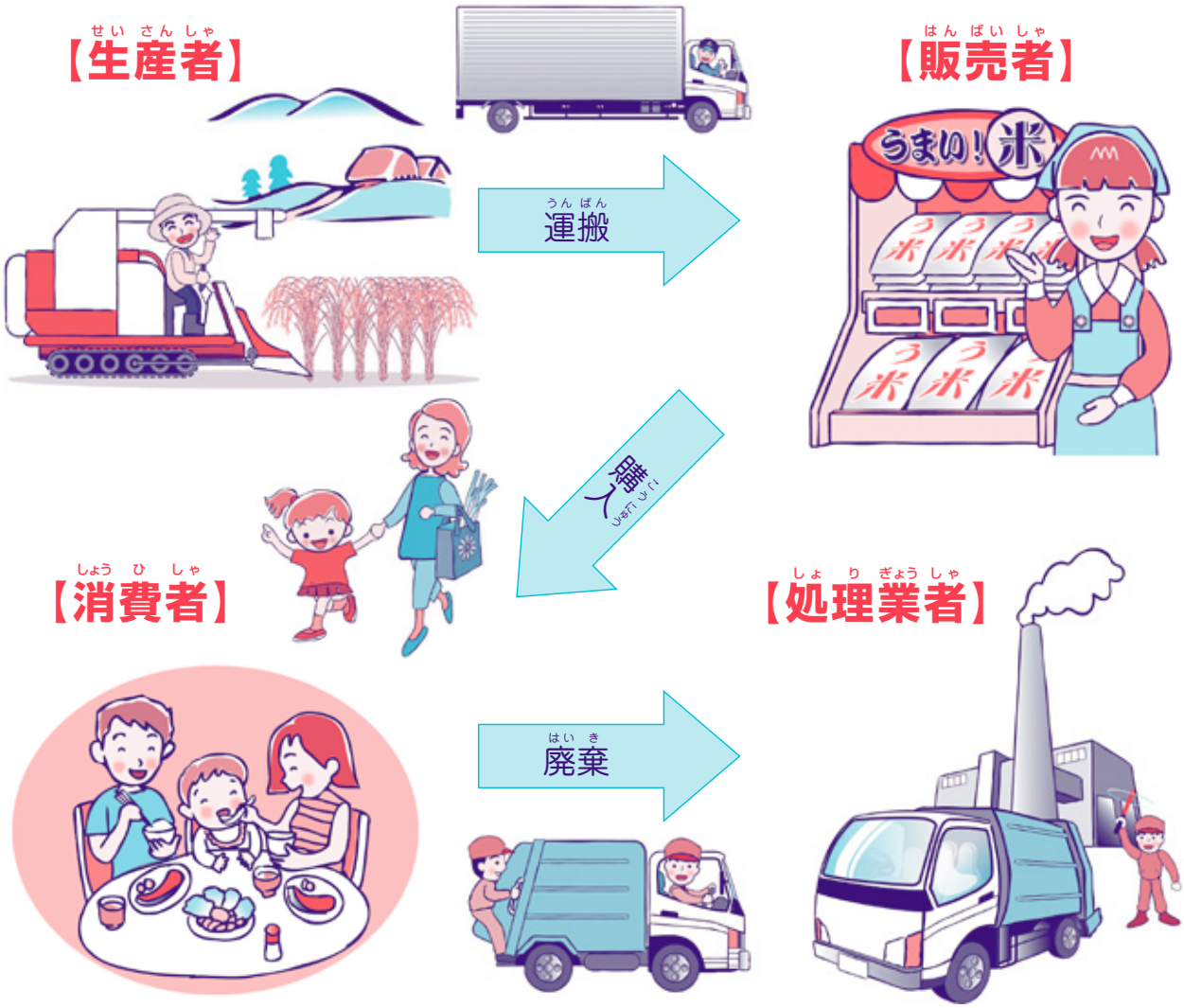

わたしたちのくらしには、食品や文房具、医療やごみの処理など、たくさんの「物」や「サービス」が必要です。物やサービスといった「商品」を買い、それを使って生活することを「消費生活」といい、消費生活をしているわたしたちのことを「消費者」といいます。わたしたちは、だれもがみな消費者として生きています。

2 消費者の6つの権利

消費者であるわたしたちは、自分たちの安全や安心を守るために、過去の経験の中から「消費者としての基本的な権利」を形作ってきました。

権利のない世界

権利のある世界

選択する権利

多くの商品の中から、
納得のいく値段、
満足できる品質のものを
自由に選べる

知らされる権利

良い物やサービスを得るために
正しい情報を知り、
うそやごまかし、
大げさな宣伝広告から守られる

安全である権利

健康や生命に
危険をおよぼすような
商品から守られる

権利のない世界

権利のある世界

意見を反映させる権利

消費者の意見が
すばやくかつ正しく
政治に用いられる

被害の救済が受けられる権利

危険な物や不満なサービス、
悪質な契約などの
トラブルから救われる

消費者教育を受けられる権利

物やサービスを選ぶために
必要な知識や能力を学ぶ

これらの権利が守られていない社会は、私たちの安全が守られ、安心してくらすことができる社会でしょうか？

日本では、平成１６年度に「消費者基本法」が制定され、上記の6つの権利が保障されています。また福島市では、平成18年に「福島市民の消費生活を守る条例」を制定し、8つの権利を定め、消費者の保護に努めています。

2.「契約」ってなに？

消費生活は「買う」ことから始まります。買うことは、正確には「売買契約を結ぶ」ことです。「契約」は、消費生活のほぼ全てにかかわっています。「契約」の正体を、これから探っていきましょう。

1 契約の基礎知識

それぞれに権利と義務が発生

「契約」とは、「法律で守られた約束」のことです。消費者は何かを買うときに、「商品（物やサービス）を受け取る代わりに、お金を支払う」契約を結んでいます。契約は特別なことではなく、売り買い以外の口約束でも成立します。

2 契約は対等で、どちらにも責任がある

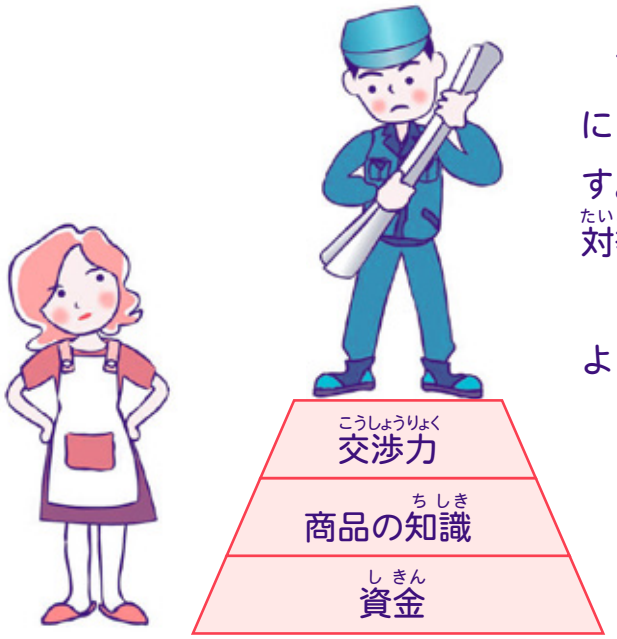

前ページで見た消費者とお店は、お互いに同じような権利と義務が発生しています。契約において、当事者どうしは、本来対等です。

しかし多くの場合、販売店などの事業者よりも、消費者は弱い立場にあります。

そこで、弱い立場の消費者を守るための制度などが整えられてきました。

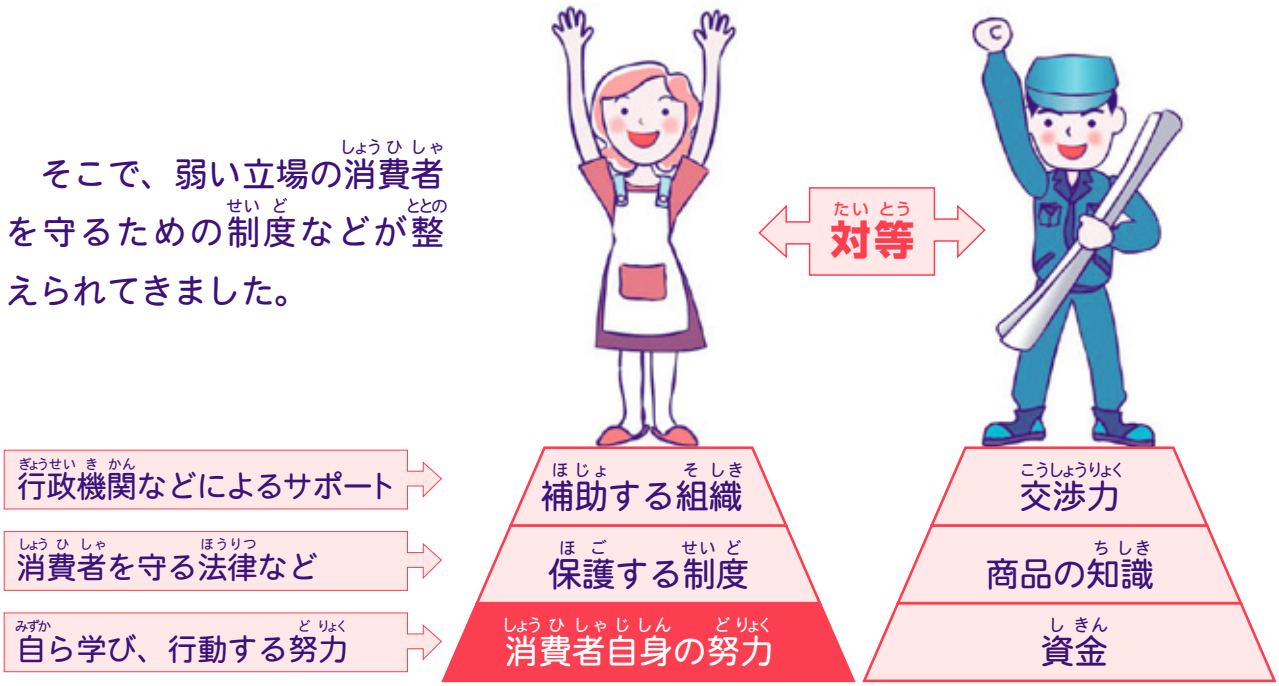

契約を結んだら、売る側も買う側も、対等に義務を果たす（約束を守る）責任があります。自分勝手な都合で、一方的に契約を破ることはできません。

うそをついて契約を結んだり、義務を果たさないで契約を破ったりすると、法律で罰せられるなどのペナルティがあります。

3 契約は慎重に！

契約を結ぶと、責任が生じます。だからこそ、売る側は契約を結ぶ前に、商品の情報を正確に伝える努力をしなければなりません。また同じように買う側も、積極的に情報を集め、慎重に判断する努力が求められるのです。

契約（買い物）の ま み む め も

ま どわされず

み えをはらず

む だのないように

め でたしかめて

も くてきにあった

契約をしましょう

かんがえてみよう

次のうち、契約が成立しているのはどれでしょうか？成立していると思うものに、○をつけてみましょう。

① 友だちと日曜日の10時に、バス停で待ち合わせることにした （　　）

② バスに乗って、福島駅まで行った （　　）

③ 駅のコインロッカーに、バッグを入れた （　　）

④ 学習塾に行き、パンフレットをもらい、説明をしてもらった （　　）

⑤ ファストフード店で、ハンバーガーとポテトを食べた （　　）

解答は21ページ

3. 契約とお金

契約を結んで商品を得るときに、代わりに支払うものが「お金」です。お金は、わたしたちの生活のあらゆる場面で使われています。お金とは何か、お金はどのように使えばよいのか、学びましょう。

1 収入と支出

みなさんはおこづかいをもらっていますか？　おこづかい（お金）はどこから来るのでしょう？

働いてお金を得る → **生活のために使う**

「お金」は働かなければ得られません。みなさんのおこづかいも、お父さんやお母さんが働いて得たお金（収入）の一部を、分けてもらっています。

収入が減ったり、必要以上にお金を使ったり（支出）すると、生活を保つことは難しくなります。支出は、収入とのバランスを考えて決めなければなりません。

2 お金と価値

わたしたちのくらしであたり前に使われているお金って、そもそも何でしょうか？

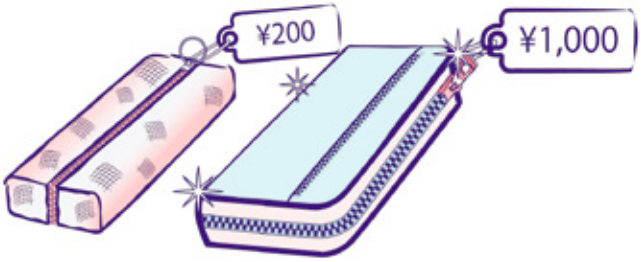

商品（物やサービス）の価値をあらわすものさし

商品（物やサービス）と価値を交換するもの

日本のお金、例えば千円札の場合、お札に1,000円分の価値があることを、日本という国が認めています。ですから、日本国内ならばどこでも、値段が1,000円の商品と、千円札を交換（購入）できます。

≫上手なお金の使いかたとは？

同じ価値のお金でも、使いみちは人によって違います。

お金の上手な使いかたとは、どんな使い方でしょうか。それは、将来にわたって「より満足できる使いかた」です。

安いペンケースを買ったら、すぐに壊れて後悔するかもしれません。ケーキを買ってしまったら、気に入った服を買えなくなるかもしれません。

どんなお金の使いかたをしたらより満足できるか、それは、より良い人生をおくることにもつながる、大切な考えかたです。

3 おこづかいの使いかた

おこづかいはみなさんにとっての収入です。限られた収入を上手に使うには、情報を集め、優先順位をつけるなどの、計画的なやりくりが大切です。

≫それは必要なもの？欲しいもの？

欲しい物ができました。それは自分にとって、次の３つのどれにあてはまりますか？

①どうしても買う必要があるもの
②必要ではないが、どうしても欲しいもの
③欲しくはあるが、それほどでもないもの

情報を集めよう≪

買う商品を決めたら、情報を集めます。どんな種類があり、どこのお店で売っていて、値段はいくらかなど、情報がたくさんあるほうが、よりよい契約を結べます。

≫買う準備をしよう

おこづかいを貯めるなどして、必要なお金を用意します。予算（用意できるお金）と商品の値段や品質とを比べて、より満足できる商品を選びましょう。

やっと買えた!≪

お金を支払って商品を受け取ります。支払ったお金がむだにならないよう、大切に使いましょう。

また、領収書やレシートは契約の証拠になるので、大切に保管しましょう。

4 おこづかい帳をつけてみよう

おこづかいを大切に使うために、おこづかい帳をつけて、収入と支出をチェックしてみましょう。

月末に振り返ってみよう！
◯…必要だったもの
△…ほしかったもの
×…いらなかったもの

【　　月分 おこづかい帳】

日（曜日）	ことがら	収　入	支　出	残ったお金	チェック
1日（土）	今月分のおこづかい	2000		2000	
3日（月）	マンガ雑誌		250	1750	△
	先月分のくりこし金額				ー
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
日（　）					
合　計					

いらなかったものを買わずにいたら、おこづかいがいくら残ったでしょうか。むだづかいをしていたら、どうすればむだづかいを減らせるか、考えてみてください。

4. 衣・食・住の表示

商品の情報をたくさん知っていると、より良い商品を選ぶことができます。商品の情報を集めるときに、頼りになるのが「表示」です。表示には、商品の品質や取り扱う上での注意点など、多くの情報が込められています。

1 衣服のお手入れ

衣服を洗うときに注意しなければならないのが「取り扱い表示」です。表示を守らないと、衣服が傷んだり縮んだりしてしまいます。

≫洗いかた

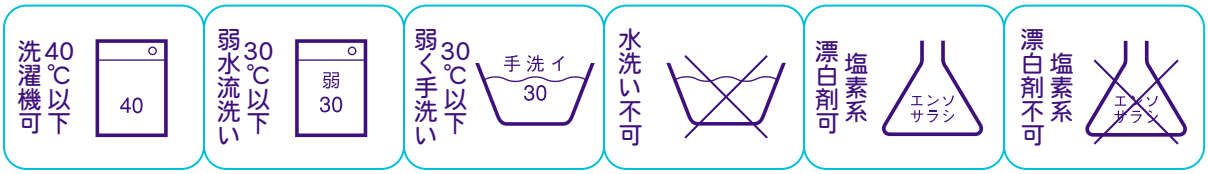

≫しぼりかた

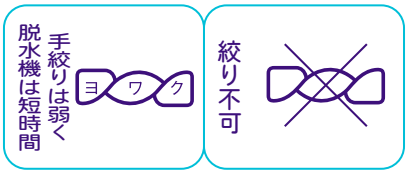

≫干しかた

≫アイロンのかけかた

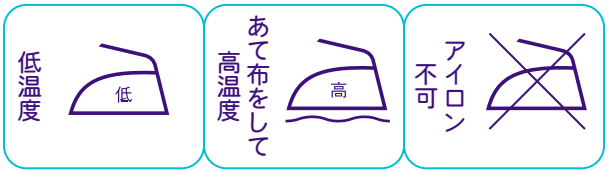

低: 80～120℃
中:140～160℃
高:180～210℃

≫クリーニングのしかた

2 食品の品質

食品の包装や容器に表示されたマークは、商品を選ぶときの目安になります。それぞれの意味を知っておくと便利です。

【JASマーク】

国が定めた「よい食品をつくるための規格・基準」を満たす食品に表示できるマークです。

【特定保健用食品マーク】

国が「健康に役立つ効果がある」と認めた食品に表示できるマークです。

【ハサップマーク】

国が「正しい衛生管理をしている」と認めた工場などでつくっている食品に表示できるマークです。

≫消費期限と賞味期限

消費期限 品質が低下しやすい食品で、「安全に食べることのできる期限」を表示しています。期限が過ぎた食品を食べると、おなかを壊す場合もあります。

賞味期限 品質の低下がゆるやかな食品で、「おいしく食べることができる期限」を表示しています。期限を過ぎても、食べられないわけではありません。

かんがえてみよう

次の食品は、どちらが表示されているでしょうか？正しいと思うほうに○をつけてみましょう。

生卵（ 消費期限 賞味期限 ）　サンドウィッチ（ 消費期限 賞味期限 ）

牛乳（ 消費期限 賞味期限 ）　アイスクリーム（ 消費期限 賞味期限 ）

解答は21ページ

3 生活用品の安全

家電製品や家具などは、便利な生活をおくるために必要です。事故などが起きないように、安全を考えていることを示すマークで、品質を確認してください。

【JISマーク】

国が定めた「品質や形などの基準」を満たす製品に表示できるマークです。

【PSEマーク】

特定電気用品以外

特定電気用品

国が「安全基準を満たしている」と認めた電気製品に表示するマークです。ガス用品なども同様のマークがあります。

基準を満たさない製品は、売ってはいけません。

【SGマーク】
【STマーク】

製品のミスが原因で事故が起きた場合、損害賠償が受けられることを表すマークです。ＳＧマークは家庭用品やレジャー用品などに、ＳＴマークはおもちゃに表示されます。

≫製品事故

ほとんどの製品事故は、間違った使いかたをして起きています。

取扱説明書をよく読んでから使い、いつもと違う様子があるときは、使用をやめて点検しましょう。

このマークは、大きな被害になりかねないので特に注意！

5. サービスとは？

衣食住などの「物」とならんで、わたしたちの生活に欠かすことのできない商品が「サービス」です。みなさんはサービスのことを、「無料や安いこと」と思っていませんか？　それも間違いではありませんが、本来の意味は少し違います。

わたしたちは衣服や食品などの「形がある物」のほかに、形のない多くのものを利用して生活しています。この、何かしらの効果や満足感などを得る「形のない商品」のことを、「サービス」といいます。

≫サービスの例

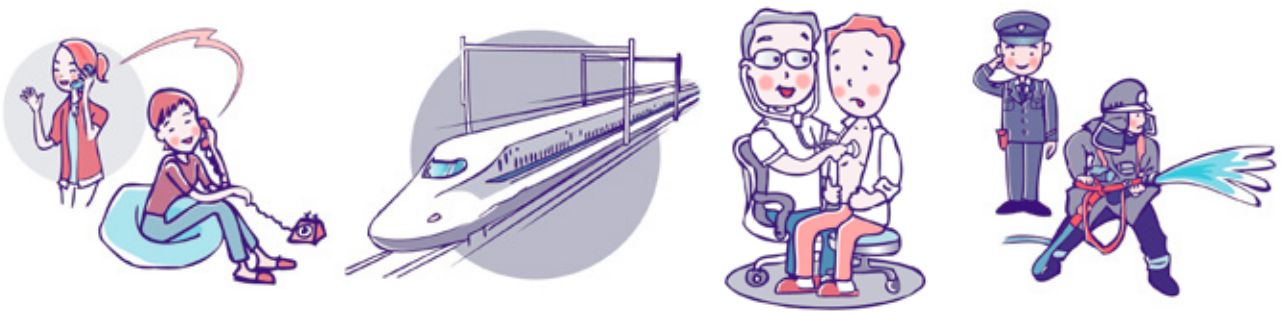

通信　運輸　医療　行政

≫サービスの注意点

サービスには、形のある商品にはない特徴があります。

①あらかじめ品質を確認しにくい
②いつも同じ品質とは限らない
③物のように修理や交換はできない

そのため、「イメージしたとおりのサービスが受けられない」など、消費者と事業者の間でトラブルが起きることもあります。契約の前には、内容をしっかり確認してください。

6. 資源とごみ

ここまでは、消費生活の「買って」「使う」部分を詳しく学んできました。このページでは、その前と後、買うものを作るときに必要となる「資源」と、使った後の「ごみ」について考えてみましょう。

1 限りある資源

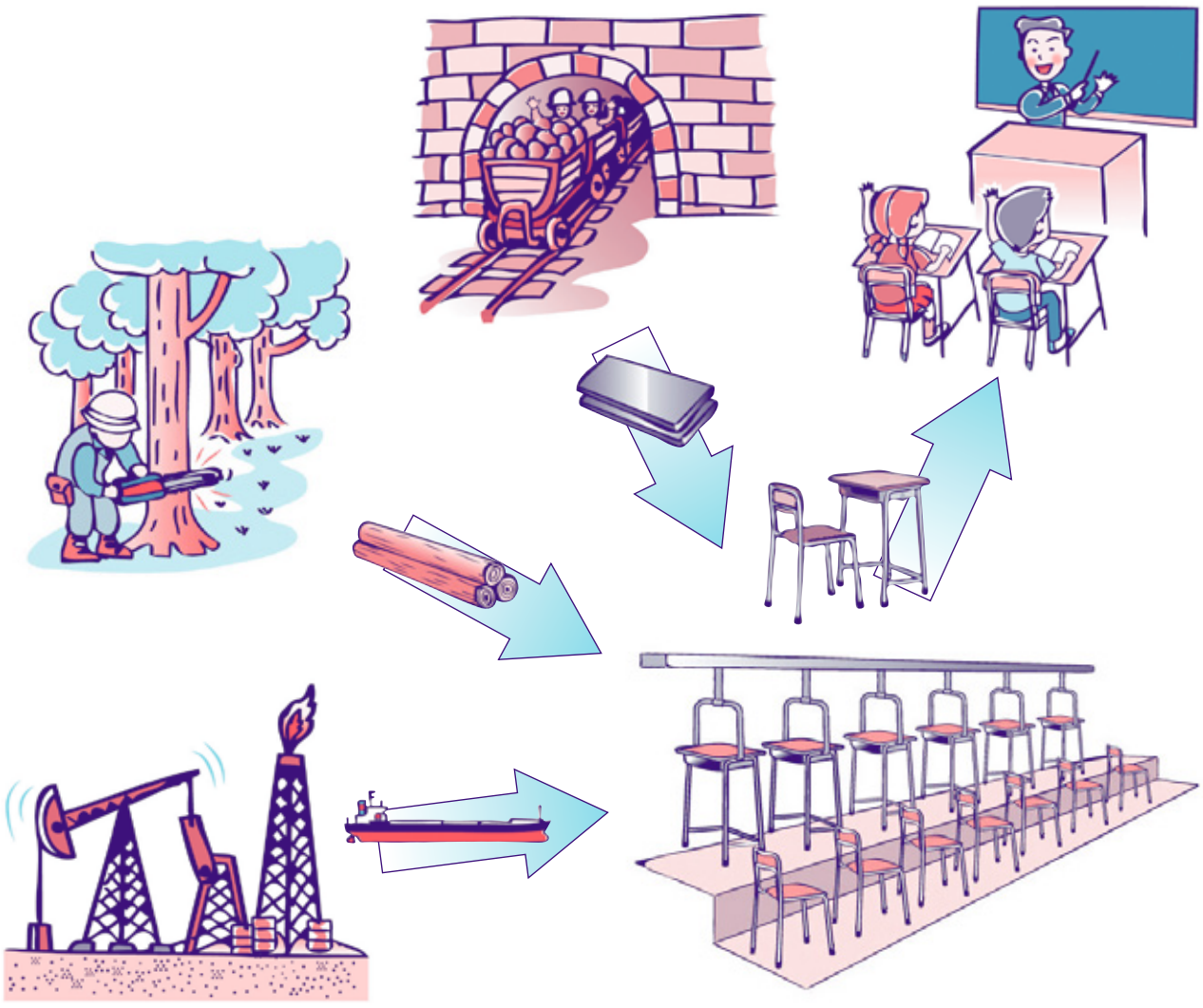

わたしたちの使う様々な商品は、地球の限りある資源を利用してつくられています。むだな買い物や消費は、資源が早くなくなってしまうことでもあります。

わたしたちが、たくさん買って、たくさん使い、たくさん捨てる「贅沢なくらし」をしていると、わたしたちの子孫は、くらしに必要なものが手に入らなくなるかもしれません。

2 ごみを減らそう

限りある資源を効率よく使うためには、むだなものを買わないこと、今あるものを大事に使ってなるべくごみにしないこと、使い終わった後も資源として再び利用することが大切です。

スリーアール 3Rで資源を循環！

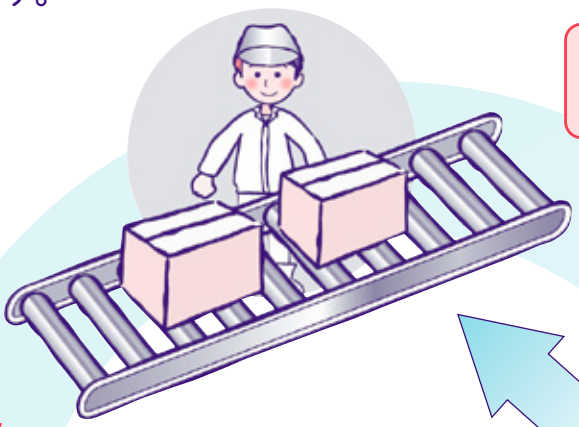

【Recycle】（リサイクル）
≫再び資源にもどす

【Reuce】（リユース）
≫使えるものは
とことん使う

【Reduce】（リデュース）
≫必要なもの
だけを買う

ごみを燃やしたり埋めたりするには、お金がかかります。
ごみを減らすことは、お金を大切に使うことにもつながります。

商品には、きれいな包み紙で何重にも包装された物や、リサイクルされた材料で作られた物など、いろんな種類があります。

私たちは消費者として、どのような商品を買えば環境を守り、資源を大切にすることができるでしょうか。

7. 安全・安心な消費生活

最後に、わたしたちのくらしをおびやかす「消費者トラブル」について学びます。トラブルにあわないために、またトラブルにあったときにうまく解決するために、必要な知恵と知識を身につけましょう。

1 気をつけよう！色々なトラブル

【クレジットカード】

有料アイテムを買うのに親のクレジットカードを使ったら、後から高い金額を請求された！
- オンラインゲーム
- 音楽やゲームのダウンロードサイト　など

高い利用料を請求された!

【ワンクリック請求】

いきなり請求画面が表示！
- 知らない人からのメール
- アダルトサイト　　など

【アポイント商法】

突然の電話や、「当選しました」などのはがきで誘い出す
- 会員権　・アクセサリー　　など

ムリヤリ契約させられた!

【キャッチセールス】

アンケートなどを装い近づく
- 化粧品や健康食品
- エステサービス　　など

世の中には、「うまい話」で騙したり「こわい言葉」で脅したりして、他人のお金や情報を取ろうとする人がいます。あやしいものには近づかないようにしましょう。

2 携帯電話やインターネットの危険性

携帯電話やインターネットはとても便利な道具です。しかしどんな道具でも、間違った使いかたをすると、他人を傷つけたり自分が傷つけられたりします。
便利さと危なさの両方を学んで、正しく使いましょう。

≫信用できるとは限らない!

名前や身分を明かさず利用できるインターネットは、嘘をつきやすい場所です。全ての情報は、本当と嘘、良いもの悪いものが混ざっていることを、まず覚えておきましょう。

≫個人情報は大切に!

ネットは、一度情報が流れ出ると、すべてを消すことはできません。写真などの個人情報は、犯罪に使われる場合もあります。
出会い系サイトなどを利用しないことはもちろん、通信販売やオークション、ブログやプロフなども、慎重に利用してください。

≫マナーを守った利用を!

普段の会話も、悪口や暴言はマナー違反です。
ネットの中も同じです。人を傷つける書き込みをすると、人間関係を壊すだけでなく、名誉毀損や脅迫として、法律で罰せられる場合もあります。

携帯電話やインターネットを正しく使うには、情報の良し悪しを見分ける力、誘惑に負けない力、間違ったときに責任を取る力が必要です。自分はこれらの力を身につけているか、考えてみてください。

3 困ったときは相談しよう

気をつけていても、トラブルに巻き込まれてしまうことはあります。そんなときに一人で解決しようとすると、かえって問題を大きくしてしまいます。契約のときに判断に迷ったり、トラブルが起きたりしたら、必ず誰かと相談しましょう。

相談するときには、状況を詳しく伝えたほうが、解決しやすくなります。

いつ、どこで、誰が、何を、どうしたら、どんな問題が起きたのか、など、できるだけ覚えておきましょう。

恥ずかしがったりあきらめたりせず、家族や友人などの身近な人と、一緒に解決方法を考えましょう。

最近、食品の原産地をごまかしたり、危険な成分や欠陥がある製品を販売したり、いろいろな事件が起きています。

大きな事件の場合、警察による捜査のほか、弁護士などの専門家が消費者を支える組織を作る場合があります。また、団体を作るなどして、自ら解決を目指し活動する消費者もいます。

4 知っておくと便利！ 消費生活センター

福島市消費生活センターは、市民の安全・安心な消費生活をサポートする窓口です。

消費生活のことでトラブルがおきたときに、解決方法をアドバイスしたり、消費者と事業者の橋渡しをしたりします。

また、消費生活についてより詳しく学ぶための講座などを開催しています。

消費生活のことで困ったり、もっと知りたいと思ったときは、下の番号にご連絡ください。

消費生活相談　：522-5999（消費者トラブルの相談先）
多重債務110番　：522-7867（借金の整理の相談先）
出前講座の申し込み：525-3774（消費者学習の申込先）

皆さんの一つひとつの行動が、皆さん自身の将来と社会の未来をつくります。
積極的に学んで、賢い消費者になりましょう！

「かんがえてみよう」の答え

なぜこの答えになるのかも考えてみましょう。

7ページ　「契約が成立しているもの」
②，③，⑤

13ページ　「消費期限と賞味期限」
生卵…賞味期限　サンドウィッチ…消費期限
牛乳…賞味期限　アイスクリーム…表示を省略することができます

わたしたちの くらしと消費（しょうひ）

〈小学校高学年用〉

編集・発行　福島市消費者生活センター
〒960-8035　福島市本町2-6
TEL：024-525-3774
FAX：024-522-1528
http://www.city.fukushima.fukushima.jp/

監　　修　福島市教育委員会　学校教育課

平成26年6月

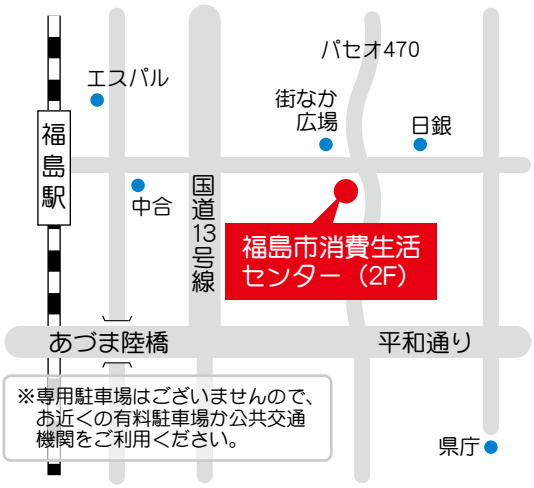

小学校

年　組　番

名前

Recycled paper
PRINTED WITH SOY INK
この印刷物は環境に配慮した再生紙と大豆油インキを使用しています。